

年 月 日

森林管理局長 殿
(森林管理 (支) 署長 経由)

申請者住所
氏名 (名称)

分収造林契約申請書

下記のとおり分収造林契約を締結したいので、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 設定申請の所在地

2 設定申請の面積 ha

3 植栽樹種及び本数

4 存続期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

5 申請理由

6 その他

申請にあたり、別紙 1 「暴力団排除に関する誓約事項」、別紙 2 「分収造林契約に関する誓約事項」を誓約します。

7 添付書類

位置図、実測図、造林計画書

注) 添付書類

個人の場合 住民票の写し

法人等の場合 国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 40 号）第 1 条から第 4 条に定める書類

(別紙1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び下記2に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、申請書の提出をもって誓約します。

森林管理局長 殿

年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

(別紙2)

分収造林契約に関する誓約事項

(保護義務等)

第1条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる事項を行うこと。

- (1) 火災の予防及び消防
- (2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
- (3) 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
- (4) 境界標その他の標識の設置、保存

2 火災を発見した場合は、直ちに消火に努めるとともに、速やかに森林管理署長等（森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理事務所長をいう。以下同じ。）に報告すること。

3 有害動植物又は森林病害虫による被害が発生したときは、速やかに森林管理署長等に報告するとともに、森林管理署長等と協議の上、適切な措置を講ずること。

4 分収造林地に設置する標識には、正面にあっては分収林の名称及び面積、裏面にあっては国有林名及び林小班名、右側面にあっては契約年月日、存続期間の終期及び植栽樹種、左側面にあっては造林者の住所及び氏名又は名称を記載すること。また、設置に際しては、森林管理署長等に設置場所や設置の必要性の有無等についてあらかじめ協議すること。さらに、標識に異状を発見したときは、速やかに是正措置を行うとともに、森林管理署長等に報告すること。

5 分収造林地が遠隔地にある場合など、造林者が直接管理及び保護ができない場合は、地元の森林組合等に依頼することも可能である。その場合は、管理保護方法についてあらかじめ森林管理署長等に協議すること。

(契約内容の変更等)

第2条 住所変更、氏名変更、相続、法人の代表者及び定款の変更など分収造林契約の内容に変更があった場合は、速やかに森林管理署長等に届け出ること。

2 規約書、造林計画書又は分収造林契約の存続期間を変更したい場合は、あらかじめ森林管理局長の承認を受けること。

(その他の申請等)

第3条 防火線若しくは通路の設置若しくは回収又は保育のため分収木を伐採しようとする場合は、あらかじめ森林管理署長等に協議し、その指示を

受けること。

2 分収造林契約を譲渡し若しくは担保に供する場合又は分収造林を目的外に使用しようとする場合は、あらかじめ森林管理局長の許可を受けること。

(林産物の採取)

第4条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる林産物を採取することができる。なお採取に当たっては、分収木を損傷させることのないようにすること。

- (1) 下草、落葉及び落枝
- (2) 木の実及びきのこ類
- (3) 分収造林契約のあった後において天然に生じた樹木であり、森林管理署長が分収木に指定していないもの
- (4) 植栽後20年以内において保育のため伐採する分収木

(解除)

第5条 次に掲げる事由がある場合には、国は分収造林契約を解除することがあるため、注意すること。

- (1) 植栽期間の始期から1年を経過しても植栽に着手しないとき
- (2) 植栽期間が満了しても植栽が完了しないとき
- (3) 植栽後5年経過しても成林の見込みがないとき
- (4) 造林計画書の内容に従わないとき
- (5) 火災の予防等をしなかったとき
- (6) 許可無く目的外使用をしたとき
- (7) 分収林について罪を犯したとき

(その他)

第6条 前各条の外、森林管理署長等により指示があったときは、その指示に従うこと。

分収造林契約の存続期間中、上記事項を遵守する旨誓約いたします。

○年○月○日
○○森林管理局長殿

造林者 住所
氏名 (名称)

造 林 計 画 書

(注)

- 1 施業種は、地壟、獣害防止、植付、下刈、除伐、つる切、保育間伐、枝打
間伐、主伐、その他に防火線、作業路作設等を記入すること。
2 植付は樹種毎に記入し、備考欄に植付本数及びha当たりの本数を()内書きとすること。
3 防火線、作業路作設は備考欄に路幅、延長を記入すること。
4 境界標及び標識の設置計画は備考欄余白に設置予定年度等を記入すること。
5 主伐年度まで記入すること。
6 伐採面積に法制限等があり、伐期を複数年度に分ける必要がある場合等はすべての
伐期を記入すること。